

項	現計画	修正案																											
288	<p>第1節 予防対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 予防及び初期消火体制の整備 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。 <u>また、防火帯等を設置する。</u></p> <p>3～4 [略]</p>	<p>第1節 予防対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 予防及び初期消火体制の整備 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。</p> <p>3～4 [略]</p>																											
290	<p>第2節 応急対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略] (町本部の担当)</p> <table border="1" data-bbox="256 875 823 1093"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>復興企画部</u></td> <td>情報班</td> <td>1 住家被害情報に基づく人的被害(被災世帯等)の情報収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 消防機関の長の措置 (1)～(3) [略] (4) 避難対策活動</p> <p>① 消防機関の長は、あらかじめ<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>の伝達、避難誘導等、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。</p> <p>② <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。</p> <p>③ <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。</p> <p>④～⑤ [略] (5)～(6) [略]</p> <p>4 県本部長の措置 [略]</p>	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]	<u>復興企画部</u>	情報班	1 住家被害情報に基づく人的被害(被災世帯等)の情報収集	[略]	[略]	[略]	<p>第2節 応急対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関(責任者) [略] (町本部の担当)</p> <table border="1" data-bbox="858 875 1425 1196"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>長寿福祉部</u></td> <td>情報班</td> <td>1 住家被害情報に基づく人的被害(被災世帯等)の情報収集</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 消防機関の長の措置 (1)～(3) [略] (4) 避難対策活動</p> <p>① 消防機関の長は、あらかじめ避難指示の伝達、避難誘導等、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。</p> <p>② 避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。</p> <p>③ 避難指示がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。</p> <p>④～⑤ [略] (5)～(6) [略]</p> <p>4 県本部長の措置 [略]</p>	部	班	担 当 業 務	[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	<u>長寿福祉部</u>	情報班	1 住家被害情報に基づく人的被害(被災世帯等)の情報収集
部	班	担 当 業 務																											
[略]	[略]	[略]																											
<u>復興企画部</u>	情報班	1 住家被害情報に基づく人的被害(被災世帯等)の情報収集																											
[略]	[略]	[略]																											
部	班	担 当 業 務																											
[略]	[略]	[略]																											
[略]	[略]	[略]																											
<u>長寿福祉部</u>	情報班	1 住家被害情報に基づく人的被害(被災世帯等)の情報収集																											
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○町独自の修正(組織改編に伴う修正)</p>																												

項	現計画	修正案
296	<p style="text-align: center;">第1節 予防対策</p> <p>第1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定技術の普及を進める。</p> <p>第2～第3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 予防対策</p> <p>第1 基本方針 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定技術の普及を進める。</p> <p>第2～第3 [略]</p>
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

本編 第4第5章 原子力災害対策計画

項	現計画	修正案																																
306	第1節 総則	第1節 総則																																
	第1～第3 [略]	第1～第3 [略]																																
	第4 災害の想定	第4 災害の想定																																
	1 [略]	1 [略]																																
308	2 隣接県に立地する原子力事業所	2 隣接県に立地する原子力事業所																																
	隣接県に立地する原子力事業所は、次の	隣接県に立地する原子力事業所は、次の																																
	とおりである。	とおりである。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 445 384 510">事業者名</th> <th data-bbox="384 445 646 510">事業所名</th> <th data-bbox="646 445 831 510">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 510 384 719">東北電力(株)</td> <td data-bbox="384 510 646 719">東通電子力発電所</td> <td data-bbox="646 510 831 719">青森県下北郡東通村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 719 384 994"></td> <td data-bbox="384 719 646 994">女川原子力発電所</td> <td data-bbox="646 719 831 994">宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 994 384 1346">日本原燃(株)</td> <td data-bbox="384 994 646 1346">原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター</td> <td data-bbox="646 994 831 1346">青森県上北郡六ヶ所村</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	事業所名	所在地	東北電力(株)	東通電子力発電所	青森県下北郡東通村		女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	日本原燃(株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 445 963 510">事業者名</th> <th data-bbox="963 445 1096 510">事業所名</th> <th data-bbox="1096 445 1206 510">所在地</th> <th data-bbox="1206 445 1316 510"><u>PAZ</u> ※1</th> <th data-bbox="1316 445 1426 510"><u>UPZ</u> ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 510 963 719">東北電力(株)</td> <td data-bbox="963 510 1096 719">[略]</td> <td data-bbox="1096 510 1206 719">青森県下北郡東通村</td> <td data-bbox="1206 510 1316 719"><u>東通村</u></td> <td data-bbox="1316 510 1426 719"><u>東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 719 963 994"></td> <td data-bbox="963 719 1096 994">[略]</td> <td data-bbox="1096 719 1206 994">宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市</td> <td data-bbox="1206 719 1316 994"><u>女川町、石巻市</u></td> <td data-bbox="1316 719 1426 994"><u>女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 994 963 1137">日本原燃(株)</td> <td data-bbox="963 994 1096 1137">[略]</td> <td data-bbox="1096 994 1206 1137">青森県上北郡六ヶ所村</td> <td data-bbox="1206 994 1316 1137"><u>二</u></td> <td data-bbox="1316 994 1426 1137"><u>六ヶ所村</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	事業所名	所在地	<u>PAZ</u> ※1	<u>UPZ</u> ※2	東北電力(株)	[略]	青森県下北郡東通村	<u>東通村</u>	<u>東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町</u>		[略]	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	<u>女川町、石巻市</u>	<u>女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町</u>	日本原燃(株)	[略]	青森県上北郡六ヶ所村	<u>二</u>	<u>六ヶ所村</u>
事業者名	事業所名	所在地																																
東北電力(株)	東通電子力発電所	青森県下北郡東通村																																
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市																																
日本原燃(株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村																																
事業者名	事業所名	所在地	<u>PAZ</u> ※1	<u>UPZ</u> ※2																														
東北電力(株)	[略]	青森県下北郡東通村	<u>東通村</u>	<u>東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町</u>																														
	[略]	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	<u>女川町、石巻市</u>	<u>女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町</u>																														
日本原燃(株)	[略]	青森県上北郡六ヶ所村	<u>二</u>	<u>六ヶ所村</u>																														
	[新規]	<p>※1 <u>PAZ : Precautinary Action Zone</u> <u>・原子力施設から概ね半径5km 圏内（発電用原子炉の場合）。</u> <u>・放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難を行う。</u></p> <p>※2 <u>UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone</u> <u>・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。</u> <u>・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。</u></p>																																
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																																	

項	現計画	修正案
309	<p style="text-align: center;">第2節 災害予防計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>県、町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、<u>避難時等の男女の</u>ニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>2 防災知識の普及</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 町民等に対する防災知識の普及</p> <p>① [略]</p> <p>② 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示の意味及び内容</p> <p>ウ～エ [略]</p> <p>オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識</p> <p>カ 平常時における心得</p> <p>① [略]</p> <p><u>[新規]</u></p> <p><u>[新規]</u></p> <p><u>②～⑥</u></p> <p>キ 災害時における心得、避難誘導</p> <p><u>[新規]</u></p> <p><u>[新規]</u></p> <p>ク [略]</p> <p>(4)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害予防計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>1 基本方針 [略]</p> <p>県、町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、<u>被災時の性別による</u>ニーズの違い等、男女双方<u>及び性的マイノリティ(LGBT等)</u>の視点にも配慮する。</p> <p>2 防災知識の普及</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 町民等に対する防災知識の普及</p> <p>① [略]</p> <p>② 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難のための立退き又は屋内への退避指示の意味及び内容</p> <p>ウ～エ [略]</p> <p>オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識<u>(各原子力事業所におけるPAZ及びUPZを含む市町村の名称を含む。)</u></p> <p>カ 平常時における心得</p> <p>① [略]</p> <p>② <u>原子力事業所のPAZ及びUPZ圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。</u></p> <p>③ <u>原子力事業所のUPZを含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。</u></p> <p><u>④～⑧</u> [略]</p> <p>キ 災害時における心得、避難誘導</p> <p>① <u>所在(居住又は滞在)する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。</u></p> <p>② <u>所在(居住又は滞在)する自治体による防災対策に従う。</u></p> <p>ク [略]</p> <p>(4)～(5) [略]</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>	
項	現計画	修正案

<p>310</p>	<p>第2 防災訓練計画 1 [略] 2 実施方法 [略] この防災訓練は、具体的な災害想定に基づき、より実践的な内容となるように企画されたものであり、図上訓練又は実地訓練により実施される。 第3～第4 [略] 第5 避難対策計画 1 [略]</p>	<p>第2 防災訓練計画 1 [略] 2 実施方法 [略] この防災訓練は、具体的な災害想定に基づき、より実践的な内容となるように企画されたものであり、図上訓練又は実動訓練により実施される。 第3～第4 [略] 第5 避難対策計画 1 [略]</p>
<p>312</p>	<p>2 避難計画の作成 (1) 町の避難計画 ① [略] ② 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。 ③～④ [略] (2) 学校、要配慮者利用施設等における避難計画 ① [略] ② 避難計画は、町長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。 ③ [略]</p>	<p>2 避難計画の作成 (1) 町の避難計画 ① [略] ② 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。 ③～④ [略] (2) 学校、要配慮者利用施設等における避難計画 ① [略] ② 避難計画は、町長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。 ③ [略]</p>
<p>313</p>	<p>(3) 広域一時滞在 【震災・津波対策編 第1章 第5節 第3 4 広域一時避難】を準用する。 3 [略] 4 避難に関する広報 [略] (1) 防護・避難行動に関する事項 ① [略] ② 避難、屋内退避の勧告・指示の伝達方法 ③～④ (2)～(3) [略] 第6 [略]</p>	<p>(3) 広域避難及び広域一時滞在 【震災・津波対策編 第1章 第5節 第3 5 広域避難及び広域一時滞在】を準用する。 3 [略] 4 避難に関する広報 [略] (1) 防護・避難行動に関する事項 ① [略] ② 避難、屋内退避指示の伝達方法 ③～④ (2)～(3) [略] 第6 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画の修正の伴う修正</p>	
<p>項</p>	<p>現計画</p>	<p>修正案</p>

<p>314</p> <p>321</p>	<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>第6 避難・影響回避計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 町民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ確に町民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p><u>[新規]</u></p>	<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>第6 避難・影響回避計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 町民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ確に町民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p>																
<p>322</p>	<p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <table border="1" data-bbox="256 1328 826 1888"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>1 地域住民、滞在者その他の者に対する避難の<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>ための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替）〕</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難の<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	町本部長	1 地域住民、滞在者その他の者に対する避難の <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> ための立退き又は屋内への退避の <u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替）〕	県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難の <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕	[略]	[略]	<p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1) <u>避難指示等</u></p> <table border="1" data-bbox="858 1328 1428 1888"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td>1 地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替）〕</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難の<u>ための立退き又は屋内への退避の指示</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	町本部長	1 地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替）〕	県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難の <u>ための立退き又は屋内への退避の指示</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕	[略]	[略]
実施機関	担当業務																	
町本部長	1 地域住民、滞在者その他の者に対する避難の <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> ための立退き又は屋内への退避の <u>勧告、指示</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替）〕																	
県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難の <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕																	
[略]	[略]																	
実施機関	担当業務																	
町本部長	1 地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替）〕																	
県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難の <u>ための立退き又は屋内への退避の指示</u> 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕																	
[略]	[略]																	
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>																	
<p>項</p>	<p>現計画</p>	<p>修正案</p>																

322	<p>(2) 警戒区域の設定 [略] (町本部の担当)</p> <table border="1" data-bbox="256 259 826 405"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>第2庶務班</td> <td>1 立退き又は屋内への退避<u>勧告</u>、指示 2 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) [略]</p>	部	班	担 当 業 務	総務部	第2庶務班	1 立退き又は屋内への退避 <u>勧告</u> 、指示 2 [略]	<p>(2) 警戒区域の設定 [略] (町本部の担当)</p> <table border="1" data-bbox="858 259 1428 405"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>第2庶務班</td> <td>1 立退き又は屋内への退避指示 2 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) [略]</p>	部	班	担 当 業 務	総務部	第2庶務班	1 立退き又は屋内への退避指示 2 [略]
部	班	担 当 業 務												
総務部	第2庶務班	1 立退き又は屋内への退避 <u>勧告</u> 、指示 2 [略]												
部	班	担 当 業 務												
総務部	第2庶務班	1 立退き又は屋内への退避指示 2 [略]												
323	<p>3 実施要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示等</p> <p>① 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示及び報告 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示を行う。この場合において、町本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。</p> <p>② 県本部長及び町本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示（<u>緊急</u>）を行うことができる。その際には、県本部長及び町本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>③ 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示の内容 実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示を行う。 ア 発令者 イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別 <u>ウ 勧告又は指示の別</u> <u>エ 勧告又は指示の日時</u> <u>オ 勧告又は指示の理由</u> <u>カ 勧告又は指示の対象地域</u> <u>キ～ク</u> [略]</p>	<p>3 実施要領</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難のための立退き又は屋内への退避指示等</p> <p>① 避難のための立退き又は屋内への退避指示及び報告 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避指示を行う。この場合において、町本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。</p> <p>② 県本部長及び町本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び町本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。</p> <p>③ 避難のための立退き又は屋内への退避指示の内容 実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避指示を行う。 ア 発令者 イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別 <u>ウ 指示の日時</u> <u>エ 指示の理由</u> <u>オ 指示の対象地域</u> <u>カ～ク</u> [略]</p>												
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正													
項	現計画	修正案												

<p>324</p>	<p>④ 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示の周知 ア 地域住民等への周知 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（テレビ、ラジオ等）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。 [略] 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。 イ 関係機関相互の連絡 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は</u>指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。 （報告又は通知事項） (ア) <u>勧告又は</u>指示を行った者 (イ) [略] (ウ) <u>勧告又は</u>指示の別 (エ) <u>勧告又は</u>指示の理由 (オ) <u>勧告又は</u>指示の発令時刻 (カ) <u>勧告又は</u>指示の対象地域 (キ) 避難のための立退き先又は退避先 (ク) 避難のための立退者数又は退避者数 ⑤～⑨ [略] (3)～(5) [略] (6) 帰宅困難者対策 【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 <u>5</u> 帰宅困難者対策】を準用する。 <u>[新規]</u> (7) 広域一時滞在 【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 <u>7</u> 広域一時滞在】を準用する。 4 [略] 第7 [略]</p>	<p>④ 避難のための立退き又は屋内への退避指示の周知 ア 地域住民等への周知 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避指示の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（テレビ、ラジオ等）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。 [略] 避難のための立退き又は屋内への退避指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。 イ 関係機関相互の連絡 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。 （報告又は通知事項） (ア) 指示を行った者 (イ) [略] (ウ) 指示の理由 (エ) 指示の発令時刻 (オ) 指示の対象地域 (カ) 避難のための立退き先又は退避先 (キ) 避難のための立退者数又は退避者数 ⑤～⑨ [略] (3)～(5) [略] (6) 帰宅困難者対策 【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 <u>6</u> 帰宅困難者対策】を準用する。 (7) <u>広域避難</u> 【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 <u>8</u> 広域避難】を準用する。 (8) 広域一時滞在 【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 <u>9</u> 広域一時滞在】を準用する。 4 [略] 第7 [略]</p>
<p>326</p>	<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>

<p>項</p>	<p>現計画</p>	<p>修正案</p>
----------	------------	------------

<p>328</p> <p>329</p>	<p style="text-align: center;">第4節 災害復旧計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 健康確保等計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等（広域一時滞在により町内に滞在する町外からの避難者を含む。以下、この項において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、町民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 災害復旧計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 健康確保等計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等（<u>広域避難又は</u>広域一時滞在により町内に滞在する町外からの避難者を含む。以下、この項において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、町民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>	